（２）うなぎ養殖業（その他の種のうなぎ）の場合

うなぎ養殖業の実績報告書
（その他の種のうなぎ）

年　月　日

農林水産大臣　殿

住所
氏名　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

内水面漁業の振興に関する法律第29条第１項の規定により、平成　　年　　月におけるうなぎ養殖業の実績を報告します。

許可番号	－

（１）池入量の実績

①　国内未飼育うなぎ（国内で一度も飼育されていないうなぎ）

数量		入手先
総重量	シラス換算重量※1	
kg	kg	

②　①以外のうなぎ

数量		入手先（うなぎ養殖業者※2）
総重量	シラス換算重量※1	
kg	kg	

※１　一尾を0.2gとして換算した数量を記載すること。
※２　入手したうなぎを国内で最初に飼育したうなぎ養殖業者名を記載すること。

（２）池出量の実績

食用	放流用	養殖用	その他の用途
kg	kg	kg	kg

備　考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
２　養殖場単位で本様式を作成するものとする。
３　各数量欄については、小数点第４位以下を切り捨てた数値を記入するものとする。

別記様式第七号の次に次の一様式を加える。

別記様式第八号（第十九条関係）

（表面）

内水面漁業の振興に関する法律第三十一条により立入検査をする職員の身分証明書

第　号　平成　年　月　日交付

写真

官職

農林水産大臣印

氏名

生年月日

（裏面）

内水面漁業の振興に関する法律（抄）

第三十一条　農林水産大臣は、指定養殖業の許可その他この節の規定又は当該規定に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、許可養殖業者若しくは届出養殖業者に対し、指定養殖業若しくは届出養殖業に関して必要な報告を求め、又はその職員に養殖場、事業場若しくは事務所に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十七条　第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。